

お知らせ

平成28・29年度小規模工事等
契約希望者登録申請受付

小規模工事登録制度は、市が発注する小規模工事（維持工事、修繕など）の実施金額が50万円以下で内容が軽易なもの（の受注希望者をあらかじめ登録し、発注の際には優先的に業者選定の対象とする制度）です。

※今回は、平成28年度、29年度の登録申請になりますので、前回登録した事業所も登録申請が必要です。

▼登録条件

- ①市内に本社の法人登記がある法人事業所
 - ②市内に住民登録がある代表者が経営する個人事業所
- ※①②の場合でも、次のいずれかに該当する場合は登録できません。
- ・市内に主たる事業所または住所を有しないもの
 - ・成年被後見人、被保佐人

たは破産者で復権を得ていないもの

- ・合志市競争入札参加資格者名簿に登録しているもの
- ・登録業種に係る契約を履行するために必要な資格、免許を有しないもの
- ・市税など滞納しているもの

▼申請書類

- ・登録申請書（財政課にあり。市ホームページからもダウンロードできます）
- ・登録希望業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し・商業登記簿謄本の写し（法人の場合）
- ・印鑑証明書（法人の場合）
- ・住民票（個人の場合）
- ・完納証明書（市税などに係る未納がない証明書）

▼受付場所

財政課で随時受付
午前8時30分～午後5時
土・日・祝日は除く

▼問い合わせ先

財政課 財政班（合志庁舎）
☎（248）1667

市総合防災マップを
配付します

3月下旬に、区を通じて各世帯に市総合防災マップを配布します。防災情報や避難所などを掲載しています。安心・安全な暮らしにご活用ください。

各庁舎・支所などの公共機関窓口にも置いてあります。

▼問い合わせ先

総務課 交通防災班
（合志庁舎）
☎（248）1112



認知症カフェ

認知症の人やその家族が気軽に集い、ゆったりとした雰囲気でお茶を飲みながらおしゃべりを楽しむ場です。一人で悩まず、同じ介護をしている仲間と話せる場をつくりませんか。

▼とき 3月16日（水）
午後2時～3時30分

▼ところ

ふれあい館（カフェ・ランラン）

第5回合志市内中小企業等
新入社員合同研修会

市内中小企業の新規採用社員を対象として開催します。

▼とき 4月12日（火）
午前10時～

▼ところ

ヴィーブル 2階研修室

▼対象 市内に事業所を有する中小企業などの採用後1年未満の社員（ビジネスマナー講習会は採用後1年以上の人も参加できます）

▼内容

- 【午前】 社会情勢などの講義
- 【午後】 ビジネスマナー講習会
- ▼参加費 無料
- ▼申込期限 4月6日（水）
- ▼申し込み・問い合わせ先 商工振興課（合志庁舎）
☎（248）1115
市商工会
☎（242）0733

期間間近
歯周疾患検診はお済みですか

歯周病や虫歯などの予防には専門家による定期的なチェックが必要です。対象者には昨年5月に通知しています。この機会にお口の健康を見直しましょう。

マンション建て替えなどの
相談窓口・住まいるダイヤル

マンションの建て替えや敷地の売却、耐震性の確認などについて、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（※）の一級建築士が相談にお応えします。気軽にお電話ください。

※国土交通大臣の指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

▼受付時間

午前10時～午後5時
（土日祝日・年末年始を除く）

▼対象
平成27年4月1日時点で
35・40・50・60・65歳の人

▼ところ 市内委託歯科医院

▼内容 歯の健康チェック、歯肉検査、検査結果説明

▼料金 無料

▼持つてくるもの

受診券（はがき）、健康保険証

※受診券を紛失した人はお問い合わせください。

▼受診期限 3月31日（木）

▼問い合わせ先

健康づくり推進課
健康推進班（西合志庁舎）
☎（242）1183

国民年金
こんなときには届け出を

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、年金制度へ加入しなければなりません。年金制度は次の3つに分けられます。

- ▼第1号被保険者 自営業者、農林漁業者、学生、無職の人など
- ▼第2号被保険者 厚生年金へ加入している会社員、公務員
- ▼第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている

ている配偶者が会社に勤めているときは厚生年金保険等に加入しますが（第2号被保険者）、退職すると60歳までは国民年金に加入します（第1号被保険者）。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときも必要です。届け出がなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなくなったりすることがありますので、必ず届け出をしましょう。

届け出が必要なとき	異動の内容
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者になります
退職したとき (厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります (第3号被保険者に該当する場合を除く)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります

▼問い合わせ先

熊本西年金事務所
☎（353）0142
健康づくり推進課
国保年金班（西合志庁舎）
☎（242）1183

▼問い合わせ先
住まいるダイヤル
☎0570(016)100

使用者も労働者も
必ずチェック！最低賃金

平成27年10月17日から、熊本県最低賃金が改正されました。この金額は、県内全ての事業所労働者に適用されます。

地域別最低賃金は平成27年10月17日から、特定（産業別）最低賃金は平成27年12月13日から効力が発生しています。

地域別最低賃金	
熊本県最低賃金	694円
特定（産業別）最低賃金	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業など	738円
自動車・同附属品製造業・船舶製造・修理業など	787円
百貨店・総合スーパー	712円

▼問い合わせ先

熊本労働局労働基準部賃金室
☎（355）3202

吉原橋の架替工事に伴う車両通行止め
（一般県道託麻北部線）

熊本市北区龍田町弓削の白川に架かる吉原橋の架替工事に伴い、県道の車両通行止めを行ないます（自転車の通行は可能）。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- とき 3月～7月
通行止めの開始日、解除日は現地の予告看板をご確認ください。
- ところ 熊本市北区龍田町弓削



●問い合わせ先
熊本市役所 北部土木センター工務課
☎245-5064